

# 令和3年度事後評価の実施に関する計画（政策評価の事前分析表）

（法務省3-（5））

施策名	国際仲裁の活性化に向けた基盤整備
担当部局名	大臣官房国際課
施策の概要	国際取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。
政策体系上の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 （I-2-（5））
達成すべき目標	我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」等を通じて、国際仲裁の活性化のための基盤整備を推進する。
目標設定の考え方・根拠	国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議の中間とりまとめ（平成30年4月）において、仲裁人等の人材育成、企業への広報・意識啓発、施設整備等の基盤整備に官民が連携して取り組むことが指摘されたことを踏まえ、令和元年度から、「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施していることから、上記目標を設定した。
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	○経済財政運営と改革の基本方針2021 <sup>1</sup> （令和3年6月18日閣議決定） ○成長戦略フォローアップ <sup>2</sup> （令和3年6月18日閣議決定）
政策評価実施予定時期	令和4年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況（目標）
		基準年度	3年度
1 「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施状況及び調査結果に基づく必要な取組の実施状況	—	—	「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」の実施等を通じて、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を行う。
測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠			
<p>令和元年度から「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託」として、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を包括的かつ実効的に進めるための調査検討を委託業務により実施しているところ、その成果を施策に反映させることにより、日本における国際仲裁の活性化に向けた基盤整備を推進するため、上記目標を設定した。</p> <p>評価に当たっては、測定指標のみならず、下記参考指標に掲げる日本における国際仲裁の取扱件数等の実績値を含め、調査検討状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。</p>			

なお、従前、参考指標としていた「セミナー・シンポジウム参加者に対するアンケート調査結果」「人材育成研修受講者に対するアンケート調査結果」については、アンケートの回収率が低く、また、定性的な評価とならざるを得なかったことから、定量的な評価が可能である「セミナー・シンポジウム参加者の総数」、「人材育成研修受講者の総数」を新たな参考指標として設定した。なお、コロナ禍によりオンライン参加が常態化していることから、オンラインによる参加者・視聴者数も含めることとしている。

施策の進捗状況（実績）

2年度

令和2年度の我が国における国際仲裁取扱件数は33件となり、令和元年度と比較して相当数増加した。なお、令和元年度の測定値は、日本を代表する国際仲裁機関である日本商事仲裁協会（JCAA）における新規申立て件数であり、令和2年度の測定値は、日本国際紛争解決センター・東京施設（JIDRC東京）とJCAAにおける国際仲裁事件の取扱い件数の総和（JIDRC東京の取扱い件数25件、JIDRCを利用しないJCAAの取扱い件数8件）であり単純に比較はできないものの、相当の成果をあげたといえる。

また、セミナー・シンポジウムの参加者についてみても、令和2年3月に開業した最先端のICT設備を備えた仲裁専用施設においてオンラインを活用したセミナー・シンポジウムを実施した結果、参加者数を飛躍的に伸ばしている。

また、研修の参加者についてみても、オンライン形式の研修を実施したほか、無料のe-learning動画を作成し、動画共有プラットフォームを活用して公開した結果、受講者数（オンライン視聴・教材受講者を含む。）を大幅に増やしている。

参考指標	年度ごとの実績値				
	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
日本における国際仲裁取扱件数（件）	—	—	—	11	33 <sup>*3</sup>
セミナー・シンポジウム参加者の総数（人） （オンライン視聴者を含む。）	—	—	—	840	2,916
人材育成研修受講者の総数（人） （オンライン視聴・教材受講者を含む。）	—	—	—	420	6,628

達成手段 （開始年度）	予算額計（執行額）			3年度 当初 予算額	関連 する 指標
	30年度	元年度	2年度		
①国際仲裁の活性化に向けた基盤整備に関する調査委託 （令和元年度）	—	290百万円 （289百万円）	164百万円 （163百万円）	142 百万円	1
達成手段の概要等				令和3年行政事業 レビュー事業番号	
我が国における国際仲裁の取扱件数が低調である原因を踏まえ、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備として、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、企業等への広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括的かつ実効的に進め、国際仲裁取扱件数の増加、国際仲裁人材の増加に繋げるための調査検討を委託業務により行う。調査委託業務の実施に当たっては、実際に仲裁実施が可能な施設を確保し、同施設において現実の仲裁審問手続を行う中で、人材育成手法や広報・意識啓発方法をはじめ、施				0009	

設規模や設備内容等を踏まえた在るべき仲裁施設の運営方策を検討し、これらの活性化策を有機的に関連させた上で、国際仲裁取扱件数を増加させるための抜本的方策を検討する。

施策の予算額・執行額	予算額計（執行額）			3年度
	30年度	元年度	2年度	当初予算額
	—	290百万円 (289百万円)	164百万円 (163百万円)	142百万円

\*1 「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(8) 成長力強化に向けた対日直接投資の推進，外国人材の受入れ・共生

(国際金融センターの実現)

世界に開かれた国際金融センター実現のため、新規参入の海外銀行・証券会社への金融行政の英語対応や、高度金融人材の特性に応じた在留資格上のポイント付与等の円滑化・迅速化及び国際仲裁の活性化に向けた環境整備を行うとともに、年金等国内の大規模運用機関の運用方針を含む海外金融機関の関心が高い情報を戦略的に発信する。

\*2 「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）

9. 足腰の強い中小企業の構築

(2) 中小企業の成長を通じた労働生産性の向上

i) 中堅・中小企業の海外展開支援

(海外進出支援)

国際仲裁の活性化に向け、国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）の最新の国際仲裁モデル法に対応するため、仲裁廷が発令する暫定保全措置に執行力を付与し得るものとするなど仲裁法改正に向けた検討について2021年度中に結論を出すとともに、最先端のICTを備えた仲裁専用施設を活用しながら、人材育成、広報・意識啓発等を進める。

\*3 JCAA又はJIDRC東京における取扱い件数の総和（重複は除く。）。なお、JIDRC東京は令和2年3月末に開業したため、令和元年度の取扱い件数は、JCAAにおける新規申立て件数を記載している。